

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成27年8月13日(2015.8.13)

【公開番号】特開2015-98250(P2015-98250A)

【公開日】平成27年5月28日(2015.5.28)

【年通号数】公開・登録公報2015-035

【出願番号】特願2013-238643(P2013-238643)

【国際特許分類】

B 6 0 N 2/68 (2006.01)

B 6 0 R 7/04 (2006.01)

A 4 7 C 7/62 (2006.01)

【F I】

B 6 0 N 2/68

B 6 0 R 7/04 S

A 4 7 C 7/62 A

【手続補正書】

【提出日】平成27年6月26日(2015.6.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

上記目的を達成するために、請求項1記載の発明は、車両用シートのシートクッションの下方に前後方向に引き出し可能に配置されるアンダートレーの配設構造であって、シートクッションの下面の左右両側に一対のレールが設けられ、前記各レールは、前記シートクッションの前部下面から下方に延在する前脚部と、前記シートクッションの後部下面から下方に延在する後脚部と、前記前脚部および前記後脚部の下端から前記シートクッションの幅方向内側に延在する横部と、前記前脚部の横部の内側端と前記後脚部の横部の内側端とを接続しシートクッションの前後方向に延在する前後延在部とを備え、前記アンダートレーは、互いに対向する左右の側面を有する上方に開放状のトレー本体と、前記左右の側面の前後部にそれぞれ突設され前記前後延在部に掛止可能で且つ前記前後延在部から引き上げた状態で前記前脚部の間および前記後脚部の間を通過できる寸法の一対の前掛止片および一対の後掛止片とを備え、前記一対の前掛止片および一対の後掛止片は、前記前後延在部に掛止可能な掛止部と、前記掛止部の先部から下方に延在し前記横部に当接可能な側部とを有していることを特徴とする。

請求項2記載の発明は、前記一対の前掛止片および一対の後掛止片の各掛止部が前記前後延在部に掛止し、前記一対の前掛止片の側部の前端が前記一対の前脚部の横部に当接すると共に前記一対の後掛止片の側部の後端が前記一対の後脚部の横部に当接することで前記アンダートレーの収納状態が形成されることを特徴とする。

請求項3記載の発明は、前記左右の側面において前記前掛止片と前記後掛止片との間の箇所に、前記前掛止片と前記後掛止片とが前記前後延在部に掛止した状態で前記前後延在部に下方から弾接して前記前後延在部を上方に付勢する弹性片が設けられていることを特徴とする。

請求項4記載の発明は、前記前係止片の前方の左右の側面の箇所に、前記アンダートレーの収容状態から前記アンダートレーを前方に引き出した状態で、前記前後延在部に下方から当接する前当接部が設けられ、前記アンダートレーの前記前係止片の後方の左右の側面の箇所に、前記アンダートレーの収容状態から前記アンダートレーを後方に引き出した

状態で、前記前後延在部に下方から当接する後当接部が設けられていることを特徴とする。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

請求項1記載の発明によれば、簡単な構造で、前方および後方への引き出しが可能なアンダートレーを提供することができるので、コストを掛けずにアンダートレーの利便性を向上することができる。しかも、前方および後方への引き出しを確実に規制することができる。したがって特別にロック機構等を設ける必要がなく、急ブレーキ時や急発進時、また衝突時において、慣性力の作用によりアンダートレーがフロントシートの下方から前方または後方に飛び出すことを防止することができる。

また、シートクッション下方で、一対のガイドレール、前掛止片、後掛止片が占有する容積は小さく、アンダートレーのトレー本体の物品の収容容積を大きく確保する上で有利となる。

また、以上の動作を、簡単な構造のレールと、簡単な構造のアンダートレーとの単に2つの部材で達成できるため、部品点数の削減によりコストダウンを図る上で有利となる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

前当接部28は、図1、図4に示すように、左右の側面2008、2010において前掛止片22の前方に設けられ前後延在部1610の後部に下方から当接可能に設けられている。

前当接部28は、後述するように、アンダートレー14が後方に引き出された際に、前掛止片22と協働してアンダートレー14の後部の下方への揺動限界位置を決定し、アンダートレー14の水平状態を形成するものである。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

後当接部30は、図1、図4に示すように、左右の側面2008、2010において後掛止片24の後方に設けられ前後延在部1610の後部に下方から当接可能に設けられている。

後当接部30は、後述するように、アンダートレー14が前方に引き出された際に、後掛止片24と協働してアンダートレー14の前部の下方への揺動限界位置を決定し、アンダートレー14の水平状態を形成するものである。

【手続補正5】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

車両用シートのシートクッションの下方に前後方向に引き出し可能に配置されるアンダートレーの配設構造であって、

シートクッションの下面の左右両側に一対のレールが設けられ、

前記各レールは、前記シートクッションの前部下面から下方に延在する前脚部と、前記シートクッションの後部下面から下方に延在する後脚部と、前記前脚部および前記後脚部の下端から前記シートクッションの幅方向内側に延在する横部と、前記前脚部の横部の内側端と前記後脚部の横部の内側端とを接続しシートクッションの前後方向に延在する前後延在部とを備え、

前記アンダートレーは、互いに対向する左右の側面を有する上方に開放状のトレー本体と、前記左右の側面の前後部にそれぞれ突設され前記前後延在部に掛止可能で且つ前記前後延在部から引き上げた状態で前記前脚部の間および前記後脚部の間を通過できる寸法の一対の前掛止片および一対の後掛止片とを備え、

前記一対の前掛止片および一対の後掛止片は、前記前後延在部に掛止可能な掛止部と、前記掛止部の先部から下方に延在し前記横部に当接可能な側部とを有している、

ことを特徴とする車両用シートのアンダートレーの配設構造。

【請求項 2】

前記一対の前掛止片および一対の後掛止片の各掛止部が前記前後延在部に掛止し、前記一対の前掛止片の側部の前端が前記一対の前脚部の横部に当接すると共に前記一対の後掛止片の側部の後端が前記一対の後脚部の横部に当接することで前記アンダートレーの収納状態が形成される、

ことを特徴とする請求項 1 記載の車両用シートのアンダートレーの配設構造。

【請求項 3】

前記左右の側面において前記前掛止片と前記後掛止片との間の箇所に、前記前掛止片と前記後掛止片とが前記前後延在部に掛止した状態で前記前後延在部に下方から弾接して前記前後延在部を上方に付勢する弹性片が設けられている、

ことを特徴とする請求項 1 または 2 記載の車両用シートのアンダートレーの配設構造。

【請求項 4】

前記前係止片の前方の左右の側面の箇所に、前記アンダートレーの収容状態から前記アンダートレーを前方に引き出した状態で、前記前後延在部に下方から当接する前当接部が設けられ、

前記アンダートレーの前記前係止片の後方の左右の側面の箇所に、前記アンダートレーの収容状態から前記アンダートレーを後方に引き出した状態で、前記前後延在部に下方から当接する後当接部が設けられている、

ことを特徴とする請求項 1 乃至 3 の何れか 1 項記載の車両用シートのアンダートレーの配設構造。